ロ　前号ロに該当する中小企業事業主（既に同号ロに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）のうち同号ロ(3)本文に該当する事業主　次の当該事業主が同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給の申請をした日の属する事業年度から同号ロ(3)本文に該当するに至るまでの期間の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　一事業年度以内　六十万円

(2)　二事業年度以内　四十万円

(3)　三事業年度以内　二十万円

ハ　前号ロに該当する中小企業事業主（既に同号ロに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）のうち同号ロ(3)ただし書に該当する事業主　次の当該事業主が同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給の申請をした日の属する事業年度から起算して同号ロ(3)ただし書に規定する連続する二事業年度中の最後の事業年度までの期間の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　二事業年度以内　四十万円

(2)　三事業年度以内　二十万円

4　（略）

5　第三項第一号イに規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該助成金の支給の申請をした日の属する事業年度の直前の事業年度における次の各号に掲げる事項を厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合（以下この条において「育児休業等の取得の状況を公表したものである場合」という。）にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号イに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

一　次のいずれかの割合

イ　その雇用する男性労働者であつて配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であつて育児休業をしたものの数の割合

ロ　その雇用する男性労働者であつて配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であつて育児休業をしたものの数及び子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業及び育児・介護休業法第十六条の二に規定する子の看護休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

二　その雇用する女性労働者であつて出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であつて育児休業をしたものの数の割合

三　その雇用する男性労働者のうち、育児休業をしたものについての当該育児休業の取得日数の平均

四　その雇用する女性労働者のうち、育児休業をしたものについての当該育児休業の取得日数の平均

6　介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

ロ　前号ロに該当する中小企業事業主（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）　次の当該事業主が前号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給の申請をした日の属する事業年度から前号ロ(3)に該当するに至るまでの期間の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　一事業年度以内　六十万円（生産性要件に該当する中小企業事業主にあつては、七十五万円）

(2)　二事業年度以内　四十万円（生産性要件に該当する中小企業事業主にあつては、六十五万円）

(3)　三事業年度以内　二十万円（生産性要件に該当する中小企業事業主にあつては、三十五万円）

（新設）

4　（略）

（新設）

5　介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）